

十日町市特殊詐欺等防止通話録音装置貸出要綱

平成27年12月28日

十日町市告示第550号

(目的)

第1条 この告示は、市内における特殊詐欺等の被害の防止を目的として、市が所有する電話の通話を録音し、及び通話の相手に録音を行う旨を伝える装置（以下「装置」という。）を貸与することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者等)

第2条 貸与の対象となる者は、市内に住所を有する者とする。

2 装置の貸与は、1世帯につき1台に限るものとする。

(貸与の申請及び決定)

第3条 装置の貸与を受けようとする者は、通話録音装置貸与申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認し、貸与の可否を決定し、通話録音装置貸与決定（不決定）通知書（様式第2号）により申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、市が所有する装置の台数を超える申請があったときは、別表に定める優先順位その他の事情を勘案し、貸与の可否を判断するものとする。

4 市長は、装置の貸与を決定した者（以下「利用者」という。）の台帳を作成し、保管するものとする。

(装置の貸出等)

第4条 市長は、利用者に対し次に掲げる物品を貸与するものとする。

- (1) 装置本体
- (2) 電話機接続用モジュラーケーブル
- (3) ACアダプタ

2 貸与の期間は、装置を貸与した日から1年を経過する日までとする。

3 貸与の期間が満了する日の前日までに利用者から第9条第2項の規定による貸与の終了の届出がないときは、貸与の期間を1年間延長するものとする。

(装置の設置等)

第5条 装置の設置は、利用者が行うこととする。

2 装置の貸与に当たっては、通話録音装置受領証（様式第3号）と引換えに装置を引き渡すものとする。

(装置の管理)

第6条 利用者は、貸与された装置を善良な管理者としての注意義務をもって管理しなければならない。

2 利用者は、貸与された装置を譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。

3 利用者は、貸与された装置が故障し、破損し又は紛失したときは、通話録音装置故障、破損、紛失届（様式第4号）により、直ちに市長に届け出な

ればならない。

(装置に係る費用等)

第7条 装置の貸与に係る費用は無料とする。

2 利用者は、装置の利用に要する電気料及び通信料並びに装置の修繕、維持及び管理にかかる費用を負担しなければならない。

3 利用者は、故意又は重大な過失により装置を破損し、又は紛失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(録音データの取扱い)

第8条 装置に保存された録音データ（以下「録音データ」という。）の所有権は、利用者に帰属する。

2 利用者は、市長が第1条に規定する目的のために録音データの提供を求めたときは、市長に録音データを無償で提供するものとする。

(変更等届出)

第9条 利用者は、申請書の内容に変更があったときは、速やかに通話録音装置利用変更届（様式第5号）により、市長に届け出なければならない。

2 利用者は、装置を利用する必要がなくなったときは、通話録音装置貸与終了届（様式第6号）により、市長に届け出なければならない。

(装置の撤去及び返還)

第10条 装置の撤去及び返還は、利用者が行わなければならない。

(貸与決定の取消し)

第11条 市長は、貸与の決定を受けた者が虚偽の申請その他不正の行為により貸与の決定を受けたときは、第3条第2項の規定による貸与の決定を取り消すものとする。

2 前項の規定により貸与の決定を取り消された者は、装置を速やかに市長に返還しなければならない。

(市への協力)

第12条 利用者は、第1条に規定する目的の達成に必要な限度において、市長からアンケート等の依頼があったときは、協力するものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

優先順位	
1	世帯に過去に特殊詐欺等の被害を受けたことがある者が属する者
2	世帯が満65歳以上の高齢者のみで構成される者

3 世帯を構成する者の平均年齢が高い者